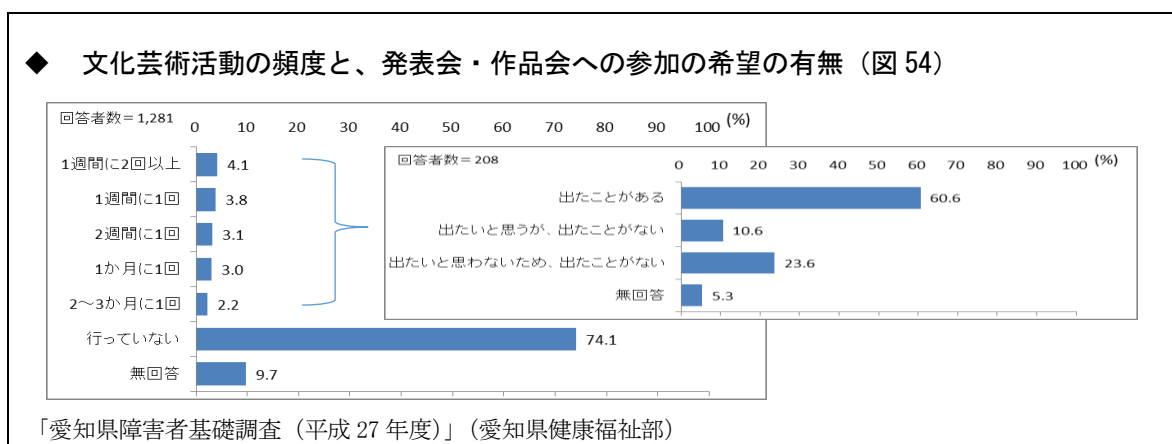


課題4. 障害のある人の活躍の場の拡大

- 障害のある人の社会活動への参加は、障害のある人の自己実現や生活を豊かにするだけでなく、障害の有無を超えた人々の交流の機会となり、県民の障害に対する理解や認識を深めることにもつながります。
- 障害のある人が文化芸術活動に参加することは、日常の楽しみや充実した生活の実現につながるるとともに、障害の有無に関わらず一緒に創作活動を行うことや障害のある人の作品を多くの人に鑑賞してもらうことで、県民の障害に対する理解の促進にもなります。

本県では、障害のある人が創作活動を行い、作品を多くの人に鑑賞してもらう機会を提供すること等を目的として、平成 26(2014)年度から、絵画教室等の出前講座を行う芸術活動支援事業を実施するとともに、「あいちアール・ブリュット展（障害者アート展）」を開催しています。引き続き障害のある人が文化芸術活動に接する機会や、県民が障害について認識を深める機会を提供していくことが求められています（図 54）。

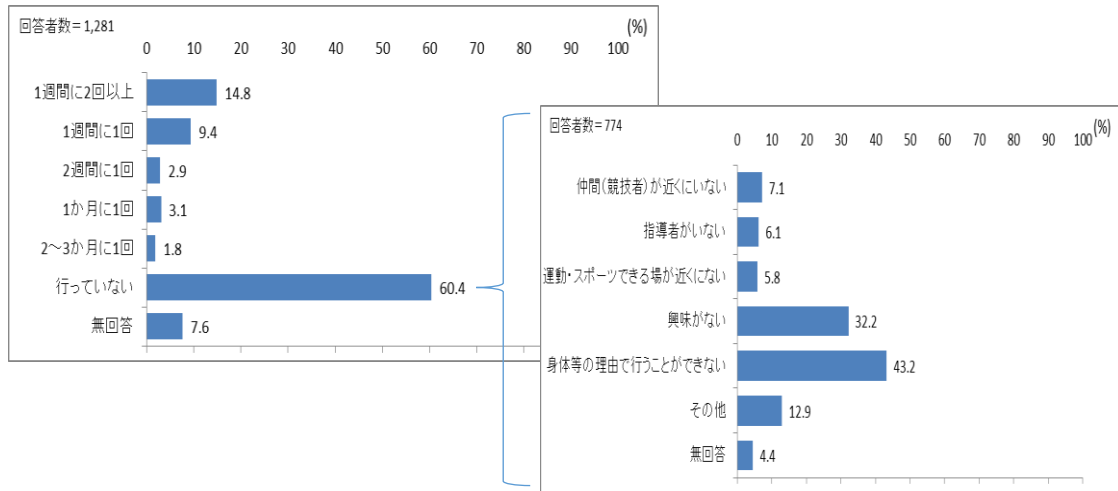


- 平成 23(2011)年施行のスポーツ基本法において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と規定されています。

障害のある人がスポーツに親しむことは、体力の維持・増強・リハビリテーション等に大いに役立つだけでなく、スポーツを通して、障害のある人の自己実現や障害の有無を超えた人々の交流の機会となるため、障害のある人が自立的かつ積極的にスポーツを行える環境づくりを進めていくことが求められています（図 55）。

また、平成 32（2020）年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、スポーツに対する関心が高まる中、スポーツを楽しむ障害のある人の増加を図るとともに、国際大会等で活躍するトップアスリートの育成など、高いレベルを目指す人を支援する取組も進めていく必要があります。

◆ スポーツの頻度と、スポーツを行わない理由 (図 55)



「愛知県障害者基礎調査 (平成 27 年度)」(愛知県健康福祉部)

施策の方向性

(障害者アートの推進)

- 障害のある人による芸術作品を広く県民が鑑賞できる場となるアート展の開催や芸術大学等の協力を得て特別支援学校や福祉施設における文化芸術活動を支援することにより、障害のある人が文化芸術に接する機会の拡大を図ります。

<県の主要な取組>

- ◆ 「あいちアール・ブリュット展 (障害者アート展)」と芸術活動支援事業からなる障害者芸術活動参加促進事業を実施し、引き続き障害のある方の社会参加の機会拡大を図ります。

そのうち、芸術活動支援事業は、県内の芸術大学等の教員や学生等が県内の障害者支援施設に出向き、絵画教室等の出前講座を開催し、芸術活動の素晴らしさを伝えるとともに、利用者と一緒に作品の制作等を行うものです。

- ◆ 平成 28(2016)年度は、国際芸術祭「あいちトリエンナーレ 2016」、「第 31 回国民文化祭・あいち 2016」、「第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」と、大規模な文化行事を連続して開催する「芸術・アートの年」であり、このうち「第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」(平成 28(2016)年 12 月)では、障害のある人の社会参加と、県民の障害に対する理解の更なる促進を図ります。

(障害者スポーツの推進)

- 障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害特性に応じたスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。

- 平成 32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたスポーツに対する関心が高まる中、更なる障害者スポーツの推進を図ります。

<県の主要な取組>

- ◆ 障害の状態に応じた障害者スポーツ大会やスポーツ教室を開催し、障害のある人の体力の維持・増強を図るとともに、県民の理解と関心を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進します。
- ◆ 毎年度、国民体育大会終了後に、同開催地都道府県で開催される全国障害者スポーツ大会に、愛知県選手団を派遣します。また、障害者スポーツ指導員の養成や障害者スポーツ教室を実施している愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンターの運営に要する経費を助成します。
- ◆ 平成 26(2014)年から、毎年 3 月に開催する「マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知」の中で、女性の車いすマラソン大会である「名古屋ウィメンズホイールチェアマラソン」を開催しており、引き続き実施していきます。
- ◆ スポーツを楽しむ障害のある人を増やしていくとともに、既に障害者スポーツに取り組んでいる障害のある人のレベルアップを図るため、平成 27(2015)年度から、パラリンピック競技種目を中心に愛知県にゆかりのあるトップレベルの指導者・選手等による講演会及び実技指導を実施しています。
- ◆ 東京パラリンピックに向けた選手強化事業を実施し、本県にゆかりのある選手が多数出場できるよう、遠征や強化合宿、競技用具購入等に対する経費の補助など強化指定選手の活動の支援に取り組みます。

障害者芸術活動参加促進事業の取組

愛知県では、障害のある人の芸術活動への参加を通して、障害のある人の社会参加の促進を図るとともに、県民の障害への理解と認識を深めることを目的に、平成26(2014)年度から「芸術活動支援事業」と「障害者アート展」からなる「障害者芸術活動参加促進事業」を行っています。

そのうち、「芸術活動支援事業」では、県内の芸術大学の講師や学生等に御協力いただき、県内の障害者入所支援施設等を巡回して、絵画教室等の出前講座を開催し、施設利用者と一緒に作品の制作等を行うことで、芸術活動の楽しさを伝えています。

また、「障害者アート展～あいちアール・ブリュット展～」では、障害のある人や芸術活動の支援者の御意見を取り入れるとともに、障害のある人の積極的な参加を促すことを目的に、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会や一般社団法人愛知県知的障害児者生活サポート協会など、県内の9つの障害者団体と愛知県からなる実行委員会を組織し、企画から運営までを協働して取り組んでいます。



＜県・障害者団体合同で行った「あいちアール・ブリュット展（障害者アート展）」の開会式の様子＞

平成27(2015)年12月に開催した「あいちアール・ブリュット展」では、415点もの絵画や書道等の作品展示に加え、ダンス発表や県内美術館の学芸員等によるトークイベントを行い、多くの皆様に御来場いただきました。



＜あいちアール・ブリュット展（名古屋市民ギャラリー矢田【名古屋市】）の様子＞



＜あいちアール・ブリュット展のチラシ＞

課題5. 社会全体で支える環境の整備

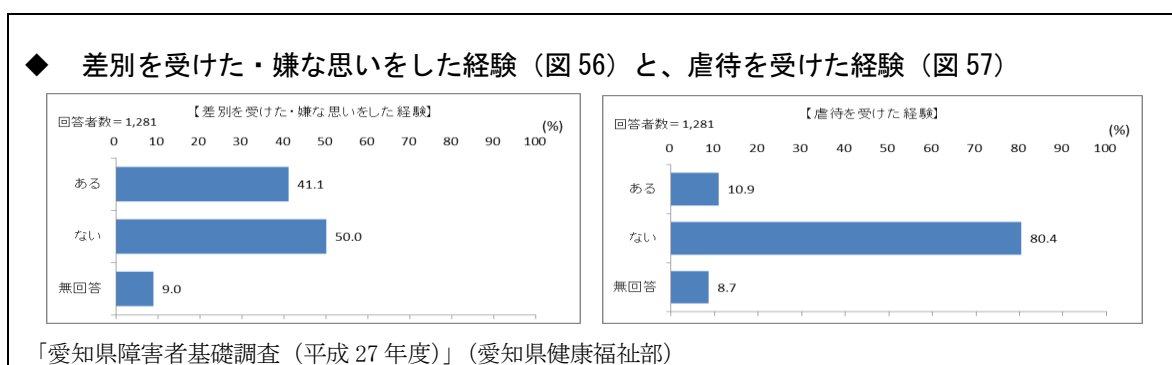
- 障害や障害のある人への誤解や偏見等により、障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会への参加を制限している社会的障壁も存在しています（図56）。

そのような状況のもとで、我が国は、平成19(2007)年に障害者権利条約に署名して以来、平成23(2011)年の「障害者基本法」の改正、平成24(2012)年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律^{*23}」（以下、「障害者虐待防止法」という。）の施行、平成25(2013)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）の制定など障害のある人の権利擁護に関する国内法の整備を進め、平成26(2014)年1月に障害者権利条約を締結しました。

- 障害者差別解消法は、障害のある人が、障害を理由として不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮を受けることができない状況を解消するため、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化したものであり、平成28(2016)年4月から施行されます。

本県においては、障害者差別解消法の趣旨を広く県民に周知し、差別解消への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的に、基本理念を定め、その下に県・県民・事業者の責務を明らかにした愛知県障害者差別解消推進条例を平成27(2015)年12月に制定しました。

- また、平成24(2012)年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、県に「障害者権利擁護センター」を、市町村に「障害者虐待防止センター」を設置しており、引き続き、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた人の保護や相談を行い、障害のある人の権利を擁護していく必要があります（図57）。



*23 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律：障害者虐待を、(1)養護者(2)福祉施設従事者等(3)使用者によるものの3つに分類し、①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④ネグレクト⑤経済的虐待の5つに分類しているほか、何人も虐待してはならないこと、虐待の防止に係る国及び地方公共団体の責務、虐待を発見した人の通報義務、対応の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」の設置などを規定している法律（平成23年6月24日公布、平成24年10月1日施行）。

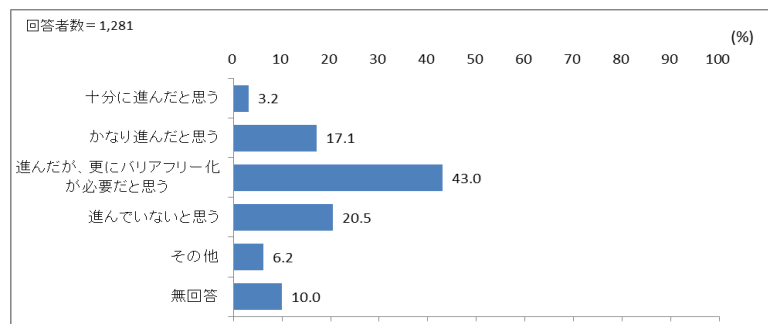
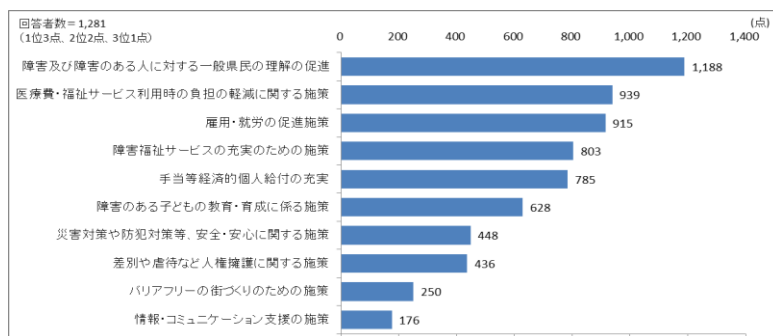
- 平成 25 (2013) 年に国が策定した第 3 次障害者基本計画においては、我が国が目指すべき社会は障害の有無に関わらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会であるとされています。共生社会においては、障害のある人は、社会の対等な構成員として人権が尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担するとあります。

国の障害者制度改革が進められる中で、障害の概念について、障害は、個人に属するものではなく、社会との関係によって生じるとの考え方（「社会モデル」）が取り入れられ、障害のある人への支援とあわせて、社会側が変わっていくことで、障害のある人が暮らしやすい環境をつくっていくことが求められています。

また、障害者差別解消法では、合理的配慮を的確に行うための環境整備に努めることとしており、国及び市町村と連携して、障害や障害のある人に対する県民の理解促進などによる心のバリアを解消するとともに、街のバリアフリー化などによるハード面のバリアを解消していく必要があります（図 58）。

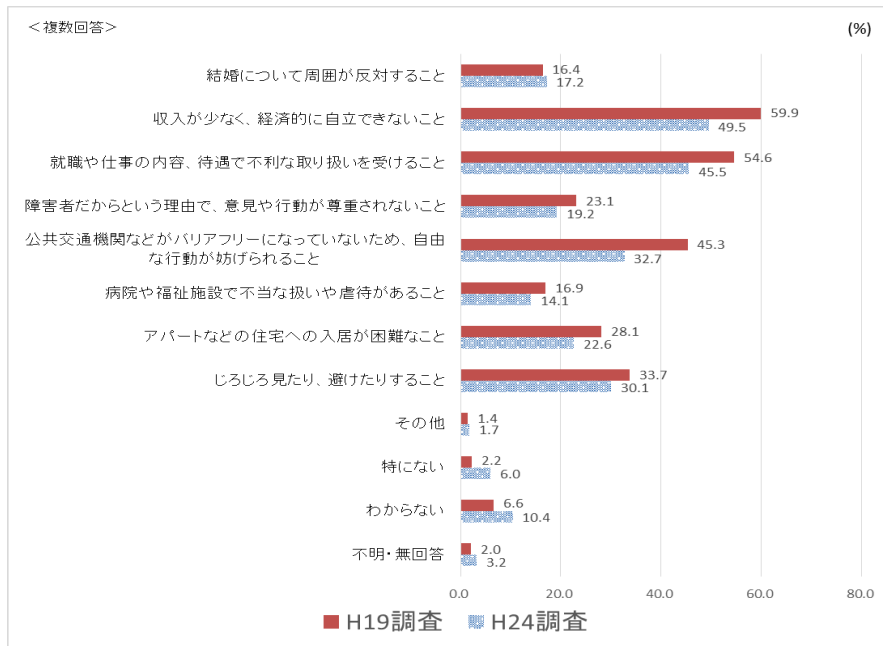
更に、障害のあることに加え、女性であることや外国人であることで複合的に困難な状況に置かれている人が、自立し、安心して暮らしていけるよう人権尊重や男女の違い、個人の置かれた状況に配慮したきめ細やかな支援を行っていく必要があります（図 59・図 60）。

◆ 最も優先すべき県の施策（優先順位上位 3 つを点数化）と、街のバリアフリー化の現状認識（図 58）



「愛知県障害者基礎調査（平成 27 年度）」（愛知県健康福祉部）

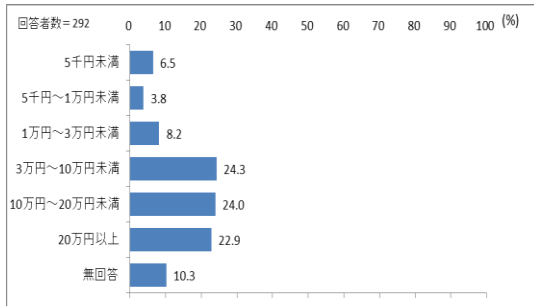
◆ 県民が認識する障害のある人に関する人権上の重要な問題（図 59）



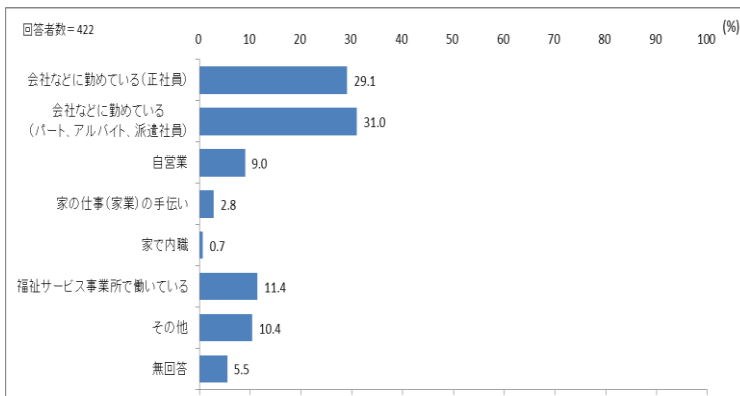
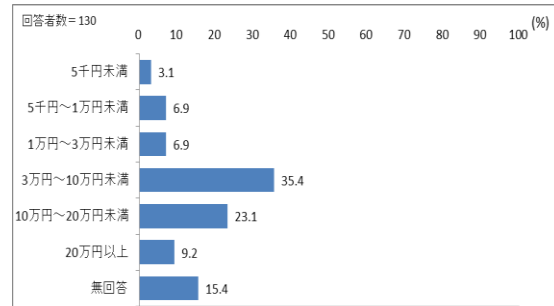
「人権に関する県民意識調査（平成 24 年度）」（愛知県県民生活部）

◆ 男女別の仕事による収入（月額）と、現在の就労の形態（図 60）

（男性）



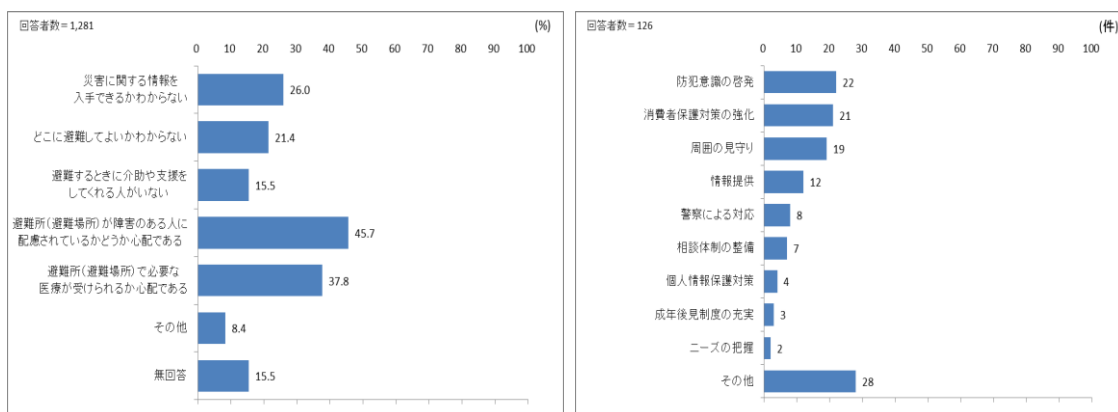
（女性）



「愛知県障害者基礎調査（平成 27 年度）」（愛知県健康福祉部）

- 防災・防犯対策、消費者トラブルの防止など、地域社会における安全・安心の確保は、障害のある人の地域生活の前提となることから、障害のある人が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者トラブルの防止等を図る必要があります（図 61）。

◆災害時に不安なことと、消費者トラブルを含む防犯対策として必要な施策や取組（図 61）



(注) 「消費者トラブルを含む防犯対策として必要な施策や取組」は自由記述をカテゴリー化（記述者 126 名）
「愛知県障害者基礎調査（平成 27 年度）」（愛知県健康福祉部）

施策の方向性

(差別の解消及び権利擁護の推進)

- 障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例に基づき、障害の有無に関わらず共に暮らせる「全ての人々が輝き、活躍する愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます (図 62・図 63・図 64)。



障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の概要

(図 63)

第1 差別の解消推進に関する施策の基本的な方向

法制定の背景／基本的な考え方 (法の考え方など)

第2 差別の解消措置に関する共通的な事項

1

法の対象範囲

- **障害者** 心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの (いわゆる障害者手帳の所持者に限られない)
- **事業者** 商業その他の事業を行う者。営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者。したがって、例えば、無報酬の事業を行う者、社会福祉法人、NPO法人も対象
- **対象分野** 日常生活及び社会生活全般が対象 (雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる)

2

不当な差別的取扱い

障害者に対して、**正当な理由***なく、**障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止**
※客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合

3

合理的配慮

合理的配慮等の具体例は、内閣府HP「合理的配慮サーチ」に掲示

行政機関等や事業者が、**事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの**

※代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、柔軟に対応がなされるもの
(例) 段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などによる意思疎通／休憩時間の調整 など
※過重な負担の考慮要素 ○事務事業への影響 ○実現可能性 ○費用負担 ○事務事業規模 ○財務状況

※具体的な検討をせずに正当な理由あるいは過重な負担を拡大解釈などして法の趣旨を損なわないこと

※正当な理由あるいは過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に理由を説明。理解を得るよう努めることが望ましい

第3、4 差別の解消措置に関する基本的な事項

1

基本的な考え方

- **不当な差別的取扱いの禁止** ⇒ 行政機関等及び事業者において**一律に法的義務**
- **合理的配慮の提供** ⇒ 行政機関等は**法的義務**、事業者は**努力義務**

2

対応要領／対応指針

- **位置付け、作成手続き、記載事項***

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮
基本的な考え方及び具体例
- 相談体制の整備
- 職員への研修・啓発

3

地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】

対応要領の作成は**努力義務** (国は技術的助言などの支援)

3'

主務大臣による行政措置

【※対応指針のみ】

事業者からの照会・相談への対応
報告徴収、助言、指導、勧告

第5 その他重要事項

1

環境の整備

合理的配慮を的確に行うためのバリアフリー化等の事前的改善措置

2

相談等の体制整備

既存の組織・機関等の活用・充実

3

啓発活動

行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動

4

地域協議会

差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化

5

施策の推進

国内外の情報の収集・整理、必要に応じて基本方針、対応要領及び対応指針の見直し

愛知県障害者差別解消推進条例の概要 (図 64)

この条例は、平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法の趣旨を、広く県民の皆様に周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として、基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

1 基本理念

次の 4 つを基本理念として定めています。

- ◆ 全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを旨とすること。
- ◆ 全ての障害者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨とすること。
- ◆ 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障害者になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。
- ◆ 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。

2 県、県民、事業者の責務

県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施すること。 ・市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むこと。
県民の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。 ・主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること。

3 差別の禁止

障害者差別解消法の規定に合わせ、障害を理由とする差別の禁止について、次のように定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	✖ 不当な差別的取扱いが禁止されます。	○ 法的義務 ：合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 <small>民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます。</small>	✖ 不当な差別的取扱いが禁止されます。	○ 努力義務 ：合理的配慮を行うよう努めなければなりません。 <small>※雇用の分野では障害者雇用促進法に基づき義務となります。</small>

4 県の主な取組

相談及び紛争の防止等のための体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、紛争の防止等を図ることができるよう、相談に対応するための窓口を設置する等必要な体制の整備を図ります。また、市町村が実施する相談業務を支援していきます。
障害者差別解消支援地域協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・法で任意設置とされている地域の関係機関等による協議会を組織し、必要な情報の交換、相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行います。
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、啓発活動を行います。
助言、あっせん又は指導等	<ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的取扱いを受けた障害者等からの求めにより、知事が事業者への助言、あっせん、指導等を行います。また、知事がこれらを実施するに当たり、必要に応じて意見聴取を行うための調整委員会を設置します。
職員対応要領の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・法では努力義務とされている、県が事務事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の禁止に関して職員が遵守すべき要領の制定を、法には規定のない地方公営企業も含めて義務付け、その遵守を規定しています。

5 施行日

公布の日（平成 27 年 12 月 22 日）

ただし、職員対応要領の規定は、平成 28 年 1 月 1 日

事業者における障害を理由とする差別の禁止及び助言あっせん又は指導等の規定は、平成 28 年 4 月 1 日

資料 愛知県健康福祉部

- 知的障害や精神障害のある人で判断に支援を要する人には、権利擁護を目的とした支援の利用促進を図るとともに、障害のある人への虐待の防止等のため、広く県民及び事業者に対し、障害や障害のある人に対する理解の促進、虐待の防止に関する啓発を推進します。

＜県の主要な取組＞

- ◆ 障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、市町村と連携して、県のホームページやリーフレットなど様々な広報媒体を活用した普及啓発など、積極的に広報活動に取り組みます。
- ◆ 愛知県障害者差別解消推進条例に基づき平成 27(2015)年 12 月に制定した職員対応要領を県職員が遵守することにより、県が率先して障害を理由とした差別の解消に取り組みます。
- ◆ 相談並びに紛争防止については、障害者差別解消法に基づき、各市町村において相談窓口を設置しますが、県は、市町村の相談を専門的、技術的に支援するため、愛知県障害者差別解消推進条例の規定に基づき、県内 7 か所の福祉相談センターや、県の精神保健福祉センター等に広域相談窓口を設けるなど、必要な体制の整備を図ります。
- ◆ 障害者差別解消法では任意設置で、愛知県障害者差別解消推進条例で設置を義務付けした「障害者差別解消支援地域協議会」として設置した「愛知県障害者虐待防止・障害者差別解消協議会」の開催により、関係機関が障害者差別に関する相談等について情報を共有するとともに、相談事例を踏まえた協議の結果に基づき、それぞれの役割に応じた取組を行います。
- ◆ 不当な差別的取扱いがなされた場合の助言・あっせん等については、必要に応じて「愛知県障害者差別解消調整委員会」の意見を聴取して行います。
- ◆ 選挙時における障害のある人への配慮として、政見放送における手話通訳の導入、点字による候補者名簿の各投票所への備え付けなど候補者情報の提供の充実に努めます。また、障害のある人が投票しやすいよう、投票所にスロープを設置して、バリアフリーを確保するとともに、意思疎通のためにコミュニケーションボードを活用するなど、投票環境の向上に引き続き取り組んでいきます。
- ◆ 障害のある人の権利を擁護し、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた人の保護や相談を行うため、県の「障害者権利擁護センター」、市町村の「障害者虐待防止センター」において、その機能が発揮されるよう各関係機関との連携強化を図ります。
- ◆ 施設等における虐待防止は、サービスを提供する従事者の権利擁護に対する正しい認識が必要なことから、施設設置者、管理者、従事者への虐待防止・権利擁護研修を実施します。

- ◆ 知的障害や精神障害のある人のうち判断に支援を要する人の権利を擁護するため、財産管理・福祉サービスの利用等を支援する成年後見制度^{*24}や日常生活自立支援事業^{*25}の適切な利用について普及・啓発を図ります。
- ◆ 矯正施設等からの障害のある退所者で帰住する所がない人に対しては、県地域生活定着支援センターが支援を行います。

(社会的バリアの除去)

○ 障害のある人の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、差別や偏見に基づく社会的障壁など、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが必要です。そのためには、幼少期から地域で生活する中で、あるいは障害の有無に関わらず共に学ぶ学校教育の場で、私たち一人一人が理解を深めていくことが非常に重要となるため、障害のある人とない人の交流や障害及び障害のある人に対する県民の理解の促進を積極的に進めていきます。

社会的障壁の除去に関する合理的配慮の提供については、県の職員が率先して取り組むとともに、事業者に対して自発的取組を促していくことにより、県民一人一人における合理的配慮の提供に対する意識の向上を図ります。

○ 本県では、平成6(1994)年に「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を制定し、高齢者、障害のある人等を含む全ての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりの推進を図っており、今後も県民の認識・ニーズを踏まえ、市町村、事業者及び県民と連携しながら人にやさしいまちづくりの推進を図ります。

*24 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害のある人などで判断能力が不十分な人を保護するために、財産管理・介護や施設入退所などの契約・遺産分割の支援を要する場合、悪徳商法等の被害に遭う恐れがある場合に、家庭裁判所で決められた後見人等が本人を保護・援助する制度（法定後見制度）。後見人等は、障害のある人本人や親族等の申立てによって家庭裁判所が選ぶ。今後自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、任意後見人として頼みたい方との間で契約を結ぶ制度もある（任意後見制度）。

*25 日常生活自立支援事業：判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や、それに伴う日常的な金銭管理を社会福祉協議会が行うことにより、自立した地域生活が送れるよう支援する事業。サービスを受ける場合には、利用料が必要。

＜県の主要な取組＞

- ◆ 幼い頃から障害のある人への理解を促進するため、幼少期からの交流教育の実施や小・中学校等における「総合的な学習の時間」*26などを活用して、体験的な福祉学習を積極的に推進します。また、高等学校においては、教科「福祉」などの指導を通じて理解を深めるとともに、介護体験等を実施することにより、福祉教育を推進します。
- ◆ 地域においては、共生社会の理念の普及を図るため、市町村と連携した障害者週間及び発達障害啓発週間等における啓発活動を推進します。また、精神障害のある人への正しい理解を促進するため、「こころの健康フェスティバル」を開催します。
- ◆ 障害のある人に対する差別・偏見をなくし、障害のある人の地域移行の促進を図るため、NPO と協働し、地域住民と障害のある人が共に参加し、交流できる障害及び障害のある人に対する県民理解促進事業を実施します。
- ◆ 福祉施策を紹介する福祉ガイドブックの配布やインターネットによる情報提供などにより、県民のみならず、県内の行政機関などに対しても広報・啓発活動の充実を図ります。
- ◆ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の「第 5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項 - 3 啓発活動」における「グループホームの認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことに留意しつつ、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うことが望ましい」との記載を踏まえ、共生社会の実現に向け、県民の理解の促進を図ります。
- ◆ 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、条例遵守義務の指導・助言を行うほか、人にやさしい街づくりアドバイザーの育成や地域セミナー、出前講座などの周知啓発により、人にやさしい街づくりに関する県民及び事業者の理解を深め、不特定多数の者が利用する施設のバリアフリー化を更に促進します。
- ◆ 高齢者や障害のある人など、誰もが安全・安心に利用できる歩行空間の確保に向け、鉄道駅、病院、福祉施設や市町村役場などの生活関連施設を結ぶ経路を中心に、歩道の新設・拡幅や段差・勾配の解消など、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

*26 総合的な学習の時間：教科の枠をこえて、具体的な課題や体験に即して調査や討論などにより、問題解決能力を育て、学び方やものの考え方を身に付けることなどをねらいとして、各学校において創意工夫を生かして行う学習活動。

(モノづくり技術を生かした支援機器等の開発)

- 障害のある人の生活には、リハビリテーションや介護等の支援機器が不可欠であり、こうした支援機器の開発に本県の強みであるモノづくりを生かし、障害のある人の自立や社会参加を支援していきます。

<県の主要な取組>

- ◆ 障害のある人やその家族のニーズを反映した支援機器の開発や実用化を図っていくために、あいち産業科学技術総合センターにおける技術支援や、産業空洞化対策減税基金の活用により企業の研究開発を支援するとともに、福祉施設や医療機関、企業等が協働するネットワーク体制の構築を進めます。

(安全・安心の確保)

- 障害のある人が、不安を抱くことなく安心して地域において生活するためには、災害情報の伝達や災害発生時における避難誘導等が迅速かつ的確に行われることなどが重要であることから、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、防災対策を推進していきます。
- 防犯対策の推進として、一人一人の防犯意識や地域における防犯力を高めるとともに、市町村や各関係機関等との情報の共有化を進め、地域が一体となって、犯罪のない安全なまちづくりのための取組を推進していきます。
- 消費者トラブルの未然防止や消費者被害の救済のために、障害のある人が身近で気軽に相談できる地域の相談窓口の整備促進や周囲の家族、ホームヘルパー及び地域の人たちの意識や知識の向上を図ります。

<県の主要な取組>

- ◆ 災害対策基本法の改正を反映した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」に基づき、市町村において、地域の避難行動要支援者に係る名簿（避難行動要支援者名簿）を作成するとともに、本人の同意を得て、名簿を避難支援等関係者（消防、警察、民生委員等）と共有し、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となり、避難行動要支援者ごとに具体的な避難方法を定める個別計画を策定するなど、関係機関と連携し災害時における避難誘導等が的確に行われるよう市町村における体制整備を支援します。

また、災害発生時、避難所等において手話や筆談等、障害の特性に応じた意思疎通が行われる体制の整備を図るため、市町村に対し、当マニュアルにおける障害種別ごとの情報伝達時に配慮すべき事項等の周知を図ります。

- ◆ 避難所の整備については、通常の指定避難所の指定だけでなく、設備や生活用品、食糧などに特別な配慮がなされた福祉避難所の整備を進めるとともに、障害のある人等の要配慮者に考慮した方法で、年に 1 回以上指定避難所等の広報活動を行うよう市町村に周知します。
- ◆ 県民・行政・警察が一体となって犯罪のない安全なまちづくりを推進するため、県民の防犯に関する自主的な活動への支援や犯罪の防止に配慮した住宅・道路・公園等の普及に努めます。
- ◆ 障害のある人からの緊急通報へ迅速・的確な対応を行うため、言語や聴覚に障害がある人の緊急通報手段として、「FAX110 番」や「Web110 番」などの通信体制を整備します。
- ◆ 複雑・多様化する消費者トラブルに対応するため、県の消費生活相談体制を「愛知県消費生活総合センター」に集約し、高度な相談対応力を備え、市町村支援機能も併せ持つ中核的相談機関として機能強化を図ります。
また、市町村の消費生活センターの設置等を働きかけ、障害のある人が身近な地域で質の高い相談・救済を受けられる体制を整備します。
- ◆ 学校や地域団体が開催する講座・講演会等に講師の派遣を行うとともに、消費生活情報「あいち暮らしっく」及び消費生活相談の傾向を分析した「あいちクリオ通信」の発行、ホームページ「あいち暮らし WEB」により、消費生活情報を総合的に提供することにより、障害のある人を含む県民一人一人の消費者トラブルに関する意識や知識の向上を図ります。

